

岩手県県土整備部BIM/CIM適用工事実施要領

令和6年9月4日
建技第444号

【沿革】 令和6年9月4日付け建技第444号制定

(趣旨)

第1 この実施要領は、県土整備部が所管する工事において、BIM/CIMを適用する際に確認・実施すべき事項を示し、事務の円滑かつ効率的な実施を図り、もって公共事業の品質を確保するとともに効率化を実現するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取り扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。

BIM/CIM適用工事とは、受発注者の生産性向上を目的とし、発注者が3次元モデルの活用を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成又は活用する工事をいう。

(対象工事)

第3 BIM/CIM適用工事は以下に示す工事を対象とし、3次元モデルの活用による効果が期待される工事には積極的に適用するものとする。

(1) 土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事

なお、これ以外の工事でも発注者の判断により、BIM/CIM適用工事の対象とすることができる。

(実施手続)

第4 BIM/CIM適用工事の発注方式は以下のとおりとし、発注者は入札公告に別紙1又は別紙2の特記仕様書を添付し、BIM/CIM適用工事の対象であることを明示するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者の指定により3次元モデルの活用を行う方式である。

参照する3次元モデルがあり、活用する目的及び活用内容が決定している場合は、発注者指定型を適用する。

なお、発注者が指定する活用内容は特記仕様書に示すものを基本とするが、それ以外であっても、契約後、受注者からの提案により活用内容を追加することができる。

(2) 受注者希望型

契約後、受注者から3次元モデルの活用希望があった場合に、3次元モデルの活用を行う方式である。

2 BIM/CIM適用工事の対象として発注していない工事において、受注者から3次元モデルの活用希望があり、発注者がこれを認めた場合は、BIM/CIM適用工事の対象とすることができるものとし、前項(2)の受注者希望型と同様の取扱いとする。

3 BIM/CIM適用工事として実施する場合、受注者は、第6に示すBIM/CIM実施計画書の提出に先立ち、3次元モデルの活用内容及び詳細な作成内容(作成範囲・詳細度・属性情報等)を協議するものとする。

また、受注者希望型において3次元モデルの活用を行わない場合、受注者は施工計画書の提出に先立ち、その旨を発注者に報告するものとする。

(3次元モデルの活用内容)

第5 3次元モデルの活用内容については、国土交通省「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」(令和6年4月1日以降適用)の「別紙1 義務項目、推奨項目の一覧」に示される内容を参考とすることができる。ただし、義務項目及び推奨項目の区別は適用しないも

のとする。

3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、発注者は活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

(BIM/CIM実施計画書)

第6 受注者は、第4第3項に基づく協議内容を踏まえ、以下の内容を記載したBIM/CIM実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、BIM/CIM実施計画書の作成にあたっては、国土交通省が公表している記載例を参考とすることができる。

- (1) 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- (2) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- (3) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- (4) 3次元モデルの作成担当者
- (5) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 工事を進める中で活用内容等に変更が生じた場合は、受注者は変更箇所を赤字表記したBIM/CIM実施（変更）計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

(BIM/CIM実施報告書)

第7 受注者は、3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成し、第8により発注者に提出するものとする。

なお、BIM/CIM実施報告書の作成にあたっては、国土交通省が公表している記載例を参考とすることができる。

- (1) 3次元モデルの活用概要（実施概要、活用効果と課題等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- (2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- (3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- (4) 成果物
- (5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

(成果の納品)

第8 受注者は、以下に示すものを工事完成図書の一部として納品するものとする。

- (1) BIM/CIM実施計画書、BIM/CIM実施（変更）計画書、見積書
- (2) BIM/CIM実施報告書（引継書シート、照査時チェックシート含む）
- (3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

(工事成績評定)

第9 BIM/CIM適用工事を実施した場合、以下の表のとおり監督職員により加点評価するものとする。

考査項目	細別	工夫事項	加点
創意工夫	創意工夫	【その他】 その他 理由：BIM/CIM適用工事の実施	2点

2 発注者指定型において、受注者の責により3次元モデルの活用を行わなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における項査項目「7. 法令順守等」の

「8. その他」の項目において、2点の減点評価を行うものとする。

(工事費の積算)

第10 3次元モデルの作成又は活用に係る費用は、活用内容の詳細を受発注者協議により決定することを鑑み、発注方式にかかわらず、契約後に受注者から徴収する見積りを参考に受発注者協議のうえ費用を計上するものとする。

このため、当初設計においては3次元モデルの作成又は活用に係る費用は計上しないものとする。

また、費用計上の対象となるものは、第4第3項に基づき予め協議を行い、発注者が活用の効果とそれに要する費用を鑑み、必要と認めたものに限る。

なお、設計計上にあたっては、共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上するものとし、「岩手県県土整備部ICT活用工事実施要領」に基づくICT活用工事の実施に係る費用と二重計上が生じないように留意する。

(総合評価落札方式における技術提案の取扱い)

第11 総合評価落札方式条件付一般競争入札において、受注者が技術提案として3次元モデルの活用を提案した場合は、当該提案事項を履行するための費用は計上しないものとする。

ただし、発注者指定型においては以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 評価の取扱い

入札公告時に発注者が特記仕様書で示す3次元モデルの活用内容に係る技術提案事項は評価対象外とするが、それ以外の3次元モデルの活用に係る技術提案事項については、評価の対象とする。

(2) 費用計上及び見積りの取扱い

入札公告時に発注者が特記仕様書で示す3次元モデルの活用内容に係る費用は第10により計上するが、技術提案事項を履行するための費用（3次元モデルの作成範囲や詳細度が高くなる場合を含む）は計上しないものとする。この場合、受注者は、見積りに後者に係る費用は含めないものとする。

(その他)

第12 この要領に定めのない事項については、国土交通省等が定めるBIM/CIM関連基準等を準用又は参考とすることができるものとし、必要に応じて受発注者の協議により決定するものとする。

附 則（令和6年9月4日 建技第444号）

この要領は、令和6年10月1日から施行し、原則として、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。ただし、本要領を適用する以前からの工事であっても、受発注者の協議により、本要領を適用することができる。

BIM/CIM適用工事 特記仕様書
【発注者指定型】

第 1 条

本工事は、BIM/CIM適用工事（発注者指定型）の対象であり、受発注者の生産性向上を目的とし、受注者が 3次元モデルを作成又は活用するものである。

実施にあたっては、以下の岩手県ホームページ※に掲載する「岩手県県土整備部BIM/CIM適用工事実施要領」に基づき実施することとする。

※トップページ > 県土づくり > 建設業 > 建設業の働き方改革 > 建設工事 > いわたのi-Construction（アイ・コンストラクション）> BIM/CIM適用工事
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020285/1077110.html>

第 2 条

総合評価落札方式条件付一般競争入札において技術提案を求める際、当初設計で次条に示す 3次元モデルの活用については技術提案の評価対象外とするが、それ以外の 3次元モデルの活用に係る技術提案事項については、評価の対象とする。

第 3 条

本工事では、以下に示す内容について、3次元モデルを作成又は更新し、活用する。

(1) 施工計画の検討補助

詳細設計等で作成された 3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。

注) ・括弧内の記載は一例であり、案件毎に発注者において実施要領第 5 に基づき設定すること
・設計変更の際は、受発注者協議により実施することとなった 3次元モデルの活用内容を本条に記載するものとする（ただし、技術提案事項は含まない）
・本特記仕様書を入札公告に付す際は、上記括弧（図形）及び本注釈は削除すること

BIM/CIM適用工事 特記仕様書
【受注者希望型】

第 1 条

本工事は、BIM/CIM適用工事（受注者希望型）の対象であり、受発注者の生産性向上を目的とし、受注者が実施を希望する場合に3次元モデルを作成又は活用を提案するものである。

実施にあたっては、以下の岩手県ホームページ※に掲載する「岩手県県土整備部BIM/CIM適用工事実施要領」に基づき実施することとする。

※トップページ > 県土づくり > 建設業 > 建設業の働き方改革 > 建設工事 > いわたのi-Construction（アイ・コンストラクション）> BIM/CIM適用工事

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020285/1077110.html>

第 2 条

本工事では、以下に示す内容について、3次元モデルを作成し、活用する。

(1) 施工計画の検討補助

詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。

注) ・本条は、設計変更の際に受発注者協議により実施することとなった3次元モデルの活用内容を記載するものとする（ただし、技術提案事項は含まない）
・本特記仕様書を入札公告に付す際は、上記括弧（図形）、第2条及び本注釈は削除すること